

○小山町教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する
条例施行規則

平成１７年１０月２７日

教委規則第６号

小山町教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定手続等については、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年小山町条例第１０号）に定めるもののほか、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成１７年小山町規則第２５号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。